

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市大田原自然の家

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人周南市ふるさと振興財団

所在地 周南市徳山港町3番21号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(参 考)

公益財団法人周南市ふるさと振興財団の概要

1 目的

公益財団法人周南市ふるさと振興財団は、市民が自ら行う地域づくり活動の振興を図るため、調査、研究及び実践活動への支援、人材育成等を通して活力のある個性豊かなふるさとづくりに寄与することを目的とする。

2 設立年月日 平成4年8月25日

3 所在地 周南市徳山港町3番21号

4 事業内容

- (1) ふるさとづくりに関する調査、研究及び資料の収集
- (2) ふるさとづくり実践集団及びグループ活動の育成と支援
- (3) ふるさとづくりに関する人材育成
- (4) 会報等の発行による普及、啓発
- (5) コミュニティ振興を目的とする施設の管理運営
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 組織等 (平成29年10月10日現在)

- (1) 役員 12人 (理事10人 (理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事7人)、監事2人)
- (2) 評議員 9人
- (3) 職員 17人